
*
* 令和 4 年度 第 7 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和4年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和4年10月11日 午後 1時30分 招集
2. 令和4年10月11日 午後 1時26分 開会
3. 令和4年10月11日 午後 2時32分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	内 田 弘 樹	書 記	藤代 晋太郎		
次 長	中 藤 宏 和				
書 記	三 宅 秀 生				

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件 許 可
		第28号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 許 可
		第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件 許 可
		第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
		農用地利用集積計画の決定について 1件 決 定
8		署 名 委 員
		8番 前 崎 輝 之
		9番 西 村 匡 弘
9		議 事 の 内 容
		令和4年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録
		令和4年10月11日（火） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員１８名、推進委員７名です。全員の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和４年度第７回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。８番前崎委員と９番西村委員を指名いたします。それでは、議事に入ります。「議案第２７号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。高梁市農業委員会会議規則第１８条の規定により、小西委員の除斥を求めます。 (小西委員退席)
議 長	１９番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第２７号１９番朗読説明 － １９番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆９６７㎡です。譲受人の通作距離は、２００ｍ以内、耕作面積は４，４９５㎡、家族２人中耕作人は２人、対価は１０ａ当り６万３千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、４ページ及び５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請地については水田の耕作をされており、適切に管理されておりました。譲渡人は大阪に居られて、田、畑、山林を合わせて手放したいということで近所で売買の話が進んでいましたが、譲受人となる最初の候補者が亡くなられて、畑、山林は別の候補者に譲るということで話が進みましたが、田のみはその候補者が管理できないということで、譲受人が取得するという事で話がまとまったものです。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１９番については許可とすることに決定しました。 小西委員の除斥を解きます。 (小西委員着席)
議 長	次に２０番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第２７号２０番朗読説明 － ２０番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆７１７㎡です。譲受人の通作距離は、７７５ｍ以内、耕作面積は７，４０５㎡。家族２人中耕作人は２人、対価は１０ａ当り７万６千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、４ページ及び５ページ

議 長 瀬戸川委員	に添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この案件につきましては、先ほどの案件と関連しており、同じような状況で売買の話が進んでいたものです。ただ、こちらの田については譲受人が既に耕作されているものであり、この度正式に買い取るという話になったものです。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤次長	挙手全員ですので、２０番については許可とすることに決定しました。
	次に２１番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第２７号２１番朗読説明 －
	２１番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆１，２３４㎡です。
	譲受人の通作距離は、１３０ｍ以内、耕作面積は４，４７０㎡。家族２人中耕作人は１人、対価は１０ａ当り７２万９千円です。
	これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については１０月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
田角委員	先ほど、事務局からも説明がありましたが、申請農地については、本年度も稲作がなされております。周辺についても、きちんと草刈り等をされて管理されております。譲受人が申請農地を譲り受けられた後も、きちんと管理されることと思います。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２１番については許可とすることに決定しました。
	次に２２番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第２７号２２番朗読説明 －
中藤次長	２２番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆２，０８１㎡です。
	譲受人の通作距離は、２００ｍ以内、耕作面積は１２，１１５㎡。家族３人中耕作人は３人、対価は無償です。この案件につきましては、８月にも譲渡人が近隣の方と農地を交換する申請がありましたが、所有農地の整理を行っておられるようで、今回もその一環であります。譲り渡し及び譲り受けの理由が贈与となっておりますが、両者は親族ではありませんが、譲渡人が以前は譲受人

議 長 西村委員	と同じ町内会に住んでいた知り合いであり、田については管理ができないことから、地元にいる譲受人に贈与するものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件の内容につきましては事務局から説明があったとおりであります。申請農地は周囲を水田に囲まれておりまして、譲渡人の方が順次、自身が所有されている農地の整理をして地元の人に渡しているものです。中山間地域等直接支払制度の対象農地になっているということもあり、良いことかと思えます。この申請につきましては特段の問題はないと考えております。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。22番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、22番については許可とすることに決定しました。 次に23番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第27号23番朗読説明 － 23番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆2，236㎡、畑11筆6，300㎡、合計14筆8，536㎡です。譲受人の通作距離は、10km以内、現在耕作面積はなく、営農計画書をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、義理の姉である譲渡人が病気で今後耕作できないため、義理の弟である譲受人に所有農地を一括贈与するものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページ及び9ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件についてですが、田んぼは下の方の川沿いに耕作されているものがありました。畑は山の上の方の譲渡人の家の周りにありまして、耕作できているところもあれば、耕作できていないところもあります。また、猪の住処になっているところもあります。特段問題ないものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。23番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）

議 長	挙手全員ですので、２３番については許可とすることに決定しました。 次に２４番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第２７号２４番朗読説明 － ２４番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆１５５㎡です。譲受人の通作距離は、５００ｍ以内、耕作面積は１４，４５９㎡、家族２人中耕作人は２人、対価は無償です。両者は他人であります。前回申請した墓地のとなりであり、譲受人の農地も隣接していることなどから、今回は両者の合意によって対価は無償となっています。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については１０月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
中藤次長	
議 長 江川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件については、前回の総会の議案で、墓地に充てたところの残りの部分になります。田として作付けはされておりませんが、きちんと管理はされておりました。問題ないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２４番については許可とすることに決定しました。 次に２５番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第２７号２５番朗読説明 －
中藤次長	２５番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆１７３㎡、畑１筆７２０㎡、合計２筆８９３㎡です。譲受人の通作距離は、３０ｍ以内、耕作面積は１４，３０９㎡。家族２人中耕作人は２人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人譲渡人は親族であり、対象農地は以前から譲受人が耕作しており、今回譲渡人に相続されたことを契機に贈与するものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については１０月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 江川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請農地については、きちんと耕作されておまして、何ら問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、25番については許可とすることに決定しました。 次に26番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第27号26番朗読説明 － 26番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の持分所有権を取得する案件です。申請農地は、畑3筆1,513㎡です。譲受人の通作距離は、0km以内、耕作面積は1,513㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、令和3年6月総会で許可とした農地に係るものであり、新規就農で川上町に移住し、譲受人及び譲渡人がそれぞれ2分の1ずつの持分で取得していたものですが、譲渡人がここで離農し東京に戻るため、自己の持分を譲受人に譲るものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については10月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 金子委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
議 長	事務局から説明がありましたように、譲受人と譲渡人の2人が、申請農地で農業をしようとしたものですが、譲渡人が東京に帰られて譲受人に持分2分の1を譲り渡すというものです。何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。26番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、26番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	続きまして、「議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。5番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第28号5番朗読説明 － 5番は、転用者が、申請農地を墓地及び進入路に転用する案件です。申請農地は、田2筆46㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要としては、墓地19㎡と進入路27㎡となっています。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に確認したところ許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、10月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、13ページ及び14ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田角委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
	本案件につきましては、今ある墓は草刈りが必要な場所にありますが、猪の被害を防ぐために柵で囲った山の中の場所にあります。今回、墓を自宅の近くに移すということで、周辺の農地に影響もなく何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	す。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、５番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第２９号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。１６番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第２９号１６番朗読説明 －
中藤次長	１６番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田１筆２，０２５㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地となります。転用地は１０ａ当り２０万円です。施設の概要としては、太陽光パネル１９２枚、発電量は４９．５ｋｗです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。が、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、９月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１５ページから１６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
中曽委員	申請地についてですが、現状は非農地に判定しても良いような場所でした。太陽光パネルを設置することで周囲への影響はありません。何ら問題ないかと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
西村委員	１６ページの太陽電池の表で、設置容量１０４．６４ｋｗとなっているのと、その下に申請出力４９．５０ｋｗとなっているものの差はどうなっているのか。
中藤次長	最大発電量が１０４．６４ｋｗとなっているが、認められているのは４９．５０ｋｗなので、４９．５０ｋｗまでで発電するというものです。
西村委員	今ひとつ良く分からない。
山川委員	農業委員会を通すために４９．５０ｋｗということになっている。
西村委員	良く分からない。
土岐委員	個人で太陽光発電施設を設置して売電する場合にはマックスが５０ｋｗ以下という基準がある。
中藤次長	最大発電能力と個人で設置した場合の買い取りの上限の電力が決まっているということです。
西村委員	買い取りの上限に合わせているということですね。わかりました。
議 長	他に発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

議 長	挙手全員ですので、１６番については許可とすることに決定しました。 次に１７番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第２９号１７番朗読説明 － １７番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田１筆３７６㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地となります。転用地の１０ａ当りの価格は３万９千円です。施設の概要としては、太陽光パネル５４枚、発電量は２９．４ｋｗです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、１０月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１７ページから１８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小林委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この田んぼは、もう既に１０何年も耕作されておらず、木は生えておりませんが、荒れてきている状況で大草が生えておりました。図面にはありませんが畔を付け替えるくらい生えておりました。道を隔てて向かい側は、太陽光発電施設用地となっており、既に何基も設置されております。排水の問題についても近くに水路がありまして、それを使うということで、何ら問題ないかと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１７番については許可とすることに決定しました。 次に１８番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第２９号１８番朗読説明 － １８番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、資材置場、駐車場及び簡易事務所を設置するために転用するものです。ちなみに両者は親子です。申請農地は、田１筆６８３㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地となります。転用地の１０ａ当りの価格は無償です。施設の概要としては、資材置場３００㎡、駐車場２００㎡、簡易事務所１７㎡となっています。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、１０月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１９ページから２０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 吉岡委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地についてですが、今現在、登記地目は田となっておりますが、畑として利用されておりました。何ら問題ないかと思ひます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり) なしとの声がありました。１８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１８番については許可とすることに決定しました。
三宅書記	続きまして、「議案第３０号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番について説明をお願いします。
議 長	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。１、公告日は令和
吉家委員	４年１０月２０日、２、利用権の設定を受ける者は１名、３、利用権の設定をする者は１名、４、利用権の設定をする件数は１件、
三宅書記	５、利用権設定面積は２、０００㎡となっています。６で各筆明細です。
吉家委員	－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	事務局から説明がありましたが、１番について発言をお願いします。
吉家委員	この案件について、利用権設定期間は３年１ヶ月ということですが、何か理由はありますか。
三宅書記	特に理由は聞いておりません。
吉家委員	作目がぶどうとなっているので、３年１ヶ月というのは短いと思って質問しました。ぶどうの木が育って、収穫できるころには、
清水委員	期間が切れてしまう。
土岐委員	この案件については、私が知っております。もう耕作されている、ぶどうの木は育っているところです。
清水委員	成園ということですか。
吉家委員	そうです。
議 長	わかりました。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり) なしとの声がありました。１番について採決をとります。１番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１番について決定しました。
	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第７回総会を閉会します。
	令和４年１０月１１日
	会 長 土 岐 康 夫
	８ 番 前 崎 輝 之
	９ 番 西 村 匡 弘

